

農地法第3条申請書 添付書類

☆ 受付期間

毎月12日～18日(最終日が土日、祝祭日にあたる場合はその前日)です。

☆ 申請書

□1. 許可申請書 (様式第1-1)

※<譲受人><譲渡人等>欄は原則自筆署名。

□2. 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙)

☆ 添付書類(申請日前3ヵ月以内に発行されたもの)《原本で申請》

□1. 申請農地の登記事項証明書(全部事項証明書)※法務局発行

□2. 申請農地の公図の写し ※法務局発行

□3. 申請農地の位置を示す図面 (住宅地図等)

□4. 代理人による申請の場合

・委任状

□5. 一括贈与の場合

・名寄証明書(名寄帳の写しでも可)※税務課発行

□6. 申請人が大子町以外の場合

・耕作証明書 所有する農地がある農業委員会が発行するもの
・通作経路図 (自宅から耕作地までの経路について明確に表示)
・住民票

□7. 申請人が外国籍の方の場合

・在留カード等のコピー又は国籍・在留資格・在留期間の記載のある住民票

□8. 法人が申請する場合

(1) 共通

・登記事項証明書(全部事項証明書)
・定款または寄付行為の写し

(2) 農地所有適格法人の場合

・農地所有適格法人としての事業等の状況
・組合員名簿、株主名簿または社員名簿のいずれか

(3) (2)以外の法人

・農地所有適格法人以外の法人等としての事業等の状況

□9. その他

(1) 既に権利設定されている農地について

・賃貸借等の権利設定がなされている農地は、解約手続きを行わない限り、新たな申請をすることができません。

(2) 未相続農地の許可申請の場合

① 相続してから許可申請をする

② 未相続のまま許可申請をする

・相続人全員が記名押印又は自署する。

・相続人代表者が被相続人・相続人代表者氏名を記名押印又は自署し、他の相続人全員の同意書を添付する。

ア 相続関係図 イ 戸(除)籍謄本

ウ 遺産分割協議書又は相続放棄申述受理謄本

(3) 未成年者が申請する場合は、親権を証する戸籍抄本

窓口に来た方(申請人もしくは代理人)の本人確認をしております。本人確認書類の提示をお願いします。